

社会福祉法人清長会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清長会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区

分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 7 条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 ケ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、出勤の都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 620,000円
業務執行理事	月額 470,000円

- 1 理事長及び業務執行理事の報酬は、その設置経営する施設の職員でない場合において、その業務に従事した場合を対象とする。
- 2 報酬の対象となる業務は、次のとおりとする。
 - (1) 法人の定款に定める理事長の業務
 - (2) 理事長専決事項の処理
 - (3) 就業規則ほか諸規程に定める理事長の業務
 - (4) 法人経営の根幹をなす要素に関する処理
 - ① 人事管理の統括並びに人材育成に関する計画及び実施
 - ② 法人財産の安全かつ適正な管理
 - ③ 財務管理の総括並びに財政計画の作成及び実施
 - ④ 必要情報の収集及び適正処理
 - (5) 施設及び事業の計画並びに実行管理と指導
 - (6) その他、法人経営上必要とされるもの
- 3 報酬の対象となる業務執行理事は、必要に応じ設置し、その業務は前項に掲げる理事長業務の執行に際し、理事長を補佐する。
- 4 報酬額は、在任期間ごとに別表1に定めるとおりとする。
- 5 前項に定める報酬額を変更するときは、評議員会の承認を得なければならない。

別表2(常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額 × 2.25 か月分
12月の賞与	報酬月額 × 2.40 か月分

別表3(常勤役員等の退職金算定式)

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

- 1 在任年数については1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 2 係数については「山梨県民間社会福祉事業従業者退職手当共済規程の別表1『退職手当金算定乗率表』」を基準とする。

別表4(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、業務執行のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会等への出席	日額 10,000円
上記の他、業務執行のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

	報酬の額
監事監査の実施	日額 20,000円
理事会等への出席	日額 10,000円
上記の他、業務執行のための出勤	日額 10,000円

別表5(職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 140,000円